

事務連絡
令和8年3月27日

各都道府県下水道主管課長 殿
各政令指定都市下水道主管部長 殿
(地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道BCP策定マニュアルの改訂について

国土交通省では、被災時においても下水道が果たすべき公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全等の機能を迅速かつ高レベルで確保するため、平成21年11月に「下水道BCP策定マニュアル（地震編）～第1版～」を策定して以降、新たに発生した災害で浮かび上がった課題等を踏まえ随時改訂し、下水道BCPの策定及び見直しを推進してきたところです。

今般、令和6年能登半島地震の対応を踏まえ、「下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会」にて議論を行い、その成果を「下水道BCP策定マニュアル2025年度版（自然災害編）」（以下「改訂版マニュアル」という。）として取りまとめましたのでお知らせいたします。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001017.html

各地方公共団体におかれましては、上記の改訂版マニュアルをご確認いただき、下記のとおり下水道BCPの見直しに取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

なお、下水道BCPの見直し状況等につきましては、別途確認をさせて頂く予定としておりますので、予めご承知置き願います。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 原則、1年以内に改訂版マニュアルを踏まえた下水道BCPの見直しに取り組むこと。
- 2 見直した下水道BCPに基づく防災訓練を計画的に実施し、必要に応じて、下水道BCPを見直すこと。
- 3 以下の内容については、改訂版マニュアルを参考に検討、取組を進めること。
【都道府県】管内市町村の訓練実施状況（上下水道一体や受援を前提とした訓練）の把握や合同訓練の実施、管内市町村の下水道台帳の収集・保管等
【全ての下水道管理者】関係行政部局や関係業者の連絡先の把握・整理、上下水道部局との調整および復旧の優先箇所・優先ルートの整理、作業拠点および作業環境の整備、下水道台帳・施設図面の整備・バックアップ、マンホール蓋開閉マニュアルの作成等